

91

リサイクルポート

リサイクルポートとは

平成10年代初期に循環型社会形成促進基本法や家電リサイクル法等のリサイクル関連法令が整備され、我が国経済社会は大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からリサイクルによる循環型経済社会への転換が図られるようになった。また、循環型経済社会においては、これまで廃棄物として取り扱われていたものを循環資源として再生することにより廃棄物の減量化と資源の有効活用を図るため、低廉で効率的な廃棄物の再処理システムが必要であった。

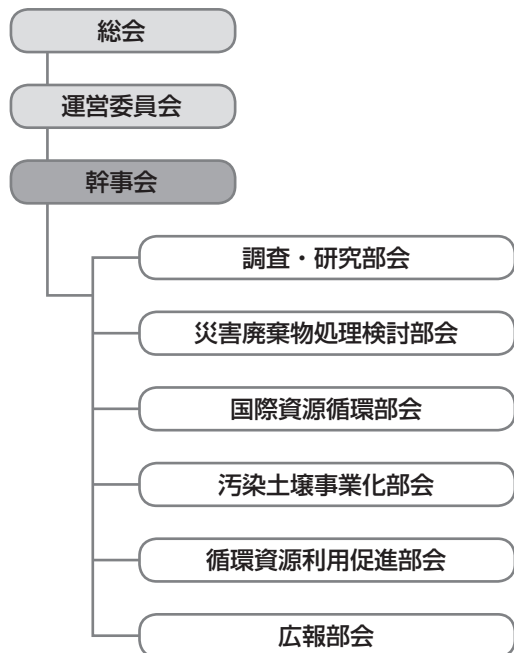
このような背景の下、国土交通省港湾局は、広大な用地や物流機能が集積する臨海部のポテンシャル及び既存のストックを最大限に活用するため、リサイクル資源や廃棄物の受入れ・積出しのための岸壁・ストックヤード・臨港道路等や廃棄物（残渣）等を最終処分するための廃棄物海面処分場を港湾空間において有機的かつ一体的に整備することで、リサイクル関連施設の立地を促すとともに、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を目指した。

こうした考えに基づき、平成14年以降、静脈物流の拠点となる港湾として全国で22港をリサイクルポートに指定し、静脈物流の拠点形成を図ってきた結果、リサイクルポートの指定が契機となって、港湾背後における環境・リサイクル関連の企

業立地が進み、リサイクルポート22港における企業立地数はリサイクルポート指定前の131から、平成29年時点で242まで増加している（国土交通省港湾局調べ）。

リサイクルポート推進協議会

リサイクルポートを核として、海上輸送を活用した静脈物流システムの事業化の活動に参加する人々のネットワークづくりを進めるとともに、幅広い各専門分野での英知の結集と相互協力のもとに、情報発信や情報交換、政策提言等を行う官民共通のプラットフォームとして、民間団体や民間事業者、港湾管理者等で構成する「リサイクルポート推進協議会」が平成15年に関係団体により設立された。また、近年は、鉄スクラップの輸出、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理、産業副産物の有効利用等の社会情勢やニーズが変化してきていることから、平成29年度に「リサイクルポート施策の高度化研究会」において、今後の取り組みの方向性が検討され、これら課題への対応を議論するための部会（国際資源循環部会、災害廃棄物処理検討部会、循環資源利用促進部会）が新たに創設された。現在は、上記部会も含め、6つの部会において、各部会のテーマに応じた観点からのリサイクルポート施策の推進に係る検討等が行われている。



リサイクルポート推進協議会の組織図